

防災タブレットが新しくなります

村では、住居内の戸別受信機としてタブレット端末を全戸配布しております。

現在のタブレットは平成26年に配付したものであり、老朽化のため故障が多々発生しています。このため村では、今年度、防災タブレットの更新を行います。

■戸別受信機の必要性

台風や大雨等の災害時には、屋外放送（避難情報）の音声聞こえづらく、逃げ遅れ等の被災リスクが高まるため、避難情報を正確に伝えるために戸別受信機が有効です。

情報は、文字と音声で配信されますので、目で見て耳で聞いて確認できます。



■新しいタブレットについて

- ・スマートフォン配信…専用アプリをインストールすることで、村外の人でも村の情報を確認できます。
- ・避難所情報配信…避難所の開設状況などが、確認できるようになります。
- ・画面が見やすくなります。…文字が大きくなり、細かい設定が可能になります。

(新しいタブレット)



(アプリイメージ)



※新しいタブレットの
機能については、
次号で詳しく紹介します！

村長交際費について

村長の4月から6月の交際費については、以下の通りです。

5月23日	埼玉県町村会による知事との意見交換会会費	10,000円
5月26日	比企郡町村会総会・意見交換会会費	10,000円
6月18日	版画フォーラム2022 東秩父村長賞	10,000円

議長交際費について

議長の4月から6月の交際費については、以下の通りです。

6月1日	版画フォーラム 2022 議長賞副賞	10,000円
------	--------------------------	---------



住民福祉課からのお知らせ

QRコード付きマイナンバーカード交付申請書の送付について

マイナンバーカードをまだお持ちでない方(※1)に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書を順次送付します。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)が送付するもので、スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます(※2)。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントについては、9月末までに申請したマイナンバーカードが対象となりますので、この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください。

※1 以下のような方には、交付申請書は送付されません。

(1) 75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されてい

る方

(2) 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、個人番号通知書等と一緒に交付申請書が送付されています。)

(3) 在留期間の定めのある外国人住民の方

(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)

(4) 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

※2 役場住民福祉課での申請サポートの他、郵送等での申請も可能です。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226